

公 告 第 7 5 8 号

組合規約の一部変更について

令和4年8月10日をもって、下記のとおり日本触媒健康保険組合の規約の一部を変更するので、健康保険法施行令第3条の2の規定によりこれを公告する。

記

「日本触媒健康保険組合規約」第29条の一部を次のとおり変更する。

第29条（理事、理事長及び監事の選挙）

下線部分を追加する。

理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。
ただし、候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りではない。

令和4年8月10日

日本触媒健康保険組合
理事長 田畑 敦士

